

## 令和4年3月 下田市教育委員会定例会 会議録

令和4年3月22日（火）13時30分、下田市教育委員会定例会を下田市立中央公民館2階大会議室に召集した。

出席委員は次のとおりである。

佐々木 文夫	教育長
田中 とし子	委員
渡邊 亮治	委員
西堀 政幸	委員
天野 美香	委員

委員以外に出席した者は次のとおりである。

糸賀 浩	学校教育課長
平川 博巳	生涯学習課長
土屋 大祐	学校教育課 参事
土屋 仁	学校教育課 課長補佐
内田 陽久	学校教育課 子ども育成係長
原 隆史	学校教育課 学校教育係長
金守 俊彦	生涯学習課 社会教育係長

本会議録調製者は次のとおりである。

土屋 仁	学校教育課 課長補佐
------	------------

### 1 開会

13時30分 教育長開会を宣す。

### 2 会議録署名人選出

会議録署名人に 西堀 政幸 委員を選出。

### 3 2月定例会会議録承認

事務局より資料に基づき説明、承認。

### 4 教育長報告事項

3月事業報告及び4月事業計画について、学校教育課参事、生涯学習課長から資料に基づき説明。

## 教育長

新聞記事を参考に何点か報告する。

まず、2月22日、2月定例会終了後に委員皆さんにも出席いただき、開催した教育奨励賞表彰式の記事が掲載された。

次に3月3日付けの新聞に、稲梓中学校の閉校メモリアル事業として、生徒、教職員、地域の方と校舎に黄色い小旗を展示したという記事が掲載された。

みんなの思いが小旗に書き込まれ、地域と一体でメモリアル事業を実施した。

次に、閉校となる中学校で、明日の一般公開の際に不用となった蔵書を地域の方に無償で配布する旨の記事が掲載されたので紹介する。

3月12日に生涯学習課で主催したグラウンドゴルフの記事が掲載された。

コロナ禍であったが、万全な対策を取りながら実施した。例年は賀茂地区住民を対象としていたが、今年度は下田市民のみを対象とし、84の方が参加された。

参加者中、最高年齢は92歳の方で、参加者は非常に元気にプレーしていた。

次に3月15日に公立高校の合格発表があり、新聞には下田高校の様子が掲載されていた。

次のページには、伊豆地区の公立高校の定員数、受験者数、合格者数がまとめられている。

市内中学校では、賀茂地区の公立高校を受験した生徒は、残念ながら2人が不合格となったが、うち1人については、再募集で同じ学校を受験し、もう1人については就職すると報告を受けている。

また、賀茂地区外の公立高校を受験した生徒が1人不合格となったが、併願していた私立高校に進学する。

なお、賀茂地区の公立高校4校が定員割れで、再募集を行う。再募集の合格発表は3月24日となる。

次に、青少年育成連絡協議会と家庭教育学級の合同研修会開催の記事が掲載された。総務省地域力創造アドバイザーを講師に招き、「地域づくりの土台づくりという視点」をテーマに講演会を行った。

次に、中止となった第50回下田河津間駅伝競走大会の50回記念の特別表彰式が開催された旨の記事が掲載された。

表彰式では、特別功労賞、功労賞、50回連続出場チームと三部門の表彰を行った。

次に、下田・稲生沢・下田東・稲梓の4中学校の最後の卒業式が一斉に18日に行われた記事が掲載された。4中学校とも無事に終了したと連絡を受けている。

最後に、白浜小学校に放課後児童クラブを設置する旨の記事が掲載された。

4月から白浜小学校に開設することで、大賀茂・朝日地区を含めて全ての小学校区に放課後児童クラブを設置することが出来た。

その他、明日、23日の4中学校閉校式には、委員の皆さんの出席をお願いします。

校長から校旗の返納を受け、閉校宣言書を読み上げていただく。

また、4月12日は10時から下田中学校整備工事の落成式、翌13日は8時50分から下田中学校開校式を開催するため出席をお願いします。

開校式には校歌を作詞作曲していただいたミマス氏、エンブレム・ロゴ等をデザインしていただいた静岡大学教育学部伊藤先生にも参加を依頼している。

教育長報告事項について、質疑等があればお願いしたい。

田中委員 県立高校の入試について、多くの再募集があるようだが、県との間で、高校の再編等の話はされているのか。

教育長 現在のところ、再編等の具体的な方向性は示されていない。  
ただ、再募集を行っても定員割れが生じるようであれば、県教委が中心となって地域の意見を聴くなどして、近い将来には、賀茂地区の方向性が出てくる可能性もあるのではないかとと思われる。

受験者数が減少しており、今年の賀茂地区の中学生が賀茂地区の高校を受験した割合は約80%弱で、20%程度が管外に進学している。

学力面や部活動面で管外に進学が増えているようであり、賀茂地区においても今後部活動の指導にも力を入れて行く旨は聞いている。

土肥高校は今年から、高校存続のため、全国から生徒を募集している。

西堀委員 3月23日の閉校式での閉校宣言は3月31日付けで読み上げるのか。

教育長 3月31日をもって中学校を閉校する旨読み上げていただきたい。  
他に質疑はよろしいか。

全委員 特になし。

教育長 それでは、教育長報告事項は承認とする。

## 5 議事

### (1) 議第7号 下田市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 議第7号下田市教育委員会事務局職員の人事異動について事務局の説明をお願いする。

学校教育課長 議第7号下田市教育委員会事務局職員の人事異動について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第1項第3号の規定により、教育委員会の承認を求める。

令和4年4月1日付の人事異動内示が3月18日に発令された。

教育委員会事務局職員の異動については、学校教育課で子ども育成係長、主事2人、管理栄養士1人の4人が異動し、新たに課長補佐兼子ども育成係長、主事3人、うち1人は新規採用、管理栄養士1人が市長部局から教育委員会事務局へ異動となり、1人増員となる。

生涯学習課は、図書係長、社会教育係長が市長部局へ異動し、3月31日付けで、

課長補佐が退職し、新たに生涯学習課長補佐兼図書係長、社会教育係長、技師1人が教育委員会に異動となる。

保育所関係は、保育教諭3人が3月31日付けで退職し、4月1日付けで2人を新規採用し、1人減員となる。

その他短時間勤務再任用職員4人が継続勤務となる。

教育長 質疑等あればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 それでは、議第7号下田市教育委員会事務局職員の人事異動については原案のとおり承認するものとする。

(2) 議第8号 下田市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について

教育長 議第8号下田市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定についてを議題とする。

事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 議第8号下田市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について、教育委員会の承認を求める。

提案理由は、申請書等の押印の義務付けを廃止することにより、手続きの簡素化を図り、市民の負担軽減及び利便性向上を図るもの。

第1条はこの規則の目的を定めるもので、提案理由で説明したとおりである。

第2条は押印の義務付け廃止で、規則で提出者の押印を要するとされているものについて、教育委員会が別に定めるものについては、押印の義務付けを廃止するものとし、教育委員会が別に定めるものについては、教育委員会告示により、下田市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則第2条に規定する押印の義務付けを廃止する申請書等、学校教育課、生涯学習課で扱う41件の申請書等を規定した。

附則であるが、この規則は公布の日から施行するものとし、教育委員会の承認を得られれば、告示については令和4年4月1日付けとしたい。

教育長 質疑があればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 それでは、議第8号下田市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定については、原案のとおり承認するものとする。

(3) 議第9号 下田市立下田中学校通学バス整備管理規則の制定について

教育長 続いて、議第9号下田市立下田中学校通学バス整備管理規則の制定についてを議題とする。

事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 議第9号下田市立下田中学校通学バス整備管理規則の制定について教育委員会の承認を求める。

提案理由は、下田中学校通学バスの安全確保を図るもので、通学バスについては、令和4年4月から下田中学校の稲梓地区等の生徒の通学、小中学校の校外授業に使用する通学バスを2台導入し、運行管理については株式会社伊豆バスに委託する。

第1条については、この規則の目的で、道路運送車両法施行規則、以下施行規則という。第32条第2項の規定に基づき、通学バスの安全運行を維持するために必要な点検、整備、整備管理者の職務権限等に関し必要な事項を定め、通学バスの安全を図ることを目的とする旨を規定した。

第2条は、本規則の用語の定義で、第1号整備管理者、第2号日常点検、第3号定期点検整備、第4号運転者の定義を規定した。

第3条は、整備管理者の専任等で、第1項で、教育委員会は、整備管理者の業務を委託することができる旨を規定し、第2項で中部運輸局長への届け出、第3項で委託する場合の受託事業者からの同意書の受領、保存、第4項で整備管理者の補助者の選任ができる旨を規定した。

第4条は、補助者との連携等で、整備管理者と補助者が密接に連携を取る旨を規定した。

第5条は、受託事業所との調整等で、整備管理者と受託事業所との協議、受託事業者から教育委員会への通学バスの管理状況の報告について規定した。

第6条は、整備管理者の権限及び職務で、第1項で整備管理者の権限等を規定した施行規則第32条第1項各号に規定する権限を有すること、第2項で遂行する職務を規定した。

第7条は、補助者の権限及び職務、第8条は、整備管理者が使用の本拠地で使用する全てのバスについて、第6条第2項に規定する職務を遂行する旨を規定した。

第9条は日常点検、第10条は定期点検整備、第11条は点検整備の記録及び保管管理を規定した。

第12条は臨時整備で、整備管理者は点検整備を確実に実施させ、臨時整備をなくすように努めなければならない旨を規定した。

第13条は通学バスの故障事故で、事故が発生した場合の措置、連絡及び報告、自動車事故報告規則第2条各号に規定する重大な事故が発生した場合の教育委員会への報告、教育委員会から国土交通省へ報告する旨を規定した。

第14条は通学バスの運行成績の把握等で、整備管理者は、通学バスの性能の維持向上に努める旨を規定した。

第15条は、適正車種の選定、車両代替時期の把握等で、合理的な通学バスの入替時

期について教育委員会に助言する旨を規定した。

第16条は点検整備施設等の管理で、点検整備施設及び洗車に必要な施設の整備及び管理を規定した。

第17条は、整備管理者の研修、第18条は補助者の指導教育、第19条で運転者の指導教育で、それぞれ整備管理者が指導教育を行う旨を規定した。

第20条はその他で、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとした。

附則は、この規則の施行期日で、令和4年4月1日から施行するものとした。

教育長 質疑等があればお願いしたい。

田中委員 通学バスの安全な運行に努めていただきたい。

西堀委員 運行管理受託会社は㈱伊豆バスと聞いたが、稲梓地区のいなみん号も㈱伊豆バスが運行管理を行っているのか。

学校教育係長 いなみん号も㈱伊豆バスが受託している。

教育長 それでは、議第9号下田市立下田中学校通学バス整備管理規則の制定については、原案のとおり承認するものとする。

(4) 議第10号 下田市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示の制定について

教育長 次に議第10号下田市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示の制定についてを議題とする。  
事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 議第10号下田市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示の制定について、教育委員会の承認を求める。

提案理由は、申請書等の押印の義務付けを廃止することにより、手続きの簡素化を図り、市民の負担軽減及び利便性向上を図るもの。

内容については議第8号と同様で、議第8号は規則で定めた申請書等の押印の義務付けの廃止を定めたものであるが、本件は、要綱で定めた申請書等の押印の義務付けの廃止についての告示を定めるもので、学校教育課、生涯学習課で扱う14件の申請書等を規定した。

附則であるが、議第8号と同様、この告示についても公示の日から施行するものとし、教育委員会の承認を得られれば、告示については令和4年4月1日付けとしたい。

教育長 質疑があればお願いしたい。

全委員 特になし。

教育長 それでは、議第 10 号下田市教育委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する告示の制定については、原案のとおり承認するものとする。

(5) 議第 11 号 下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

教育長 議第 11 号下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とする。事務局の説明をお願いします。

学校教育係長 議第 11 号下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、教育委員会の承認を求めるもの。

提案理由については、奨励費の充当等、所要の改正をするもの。

特別支援学級に通級する児童・生徒については本要綱に基づき、国の補助金 1/2 の交付を受け、奨励費として通学費を支給している。

本年 4 月からは、下田市立小中学校通学費補助金交付要綱に基づき、路線バスで通学する生徒については、平日通学用定期券及び一乗車 100 円券の購入費が全額補助となった。

通学費補助金については、全額市費負担であるが、奨励費については、国庫補助金 1/2 の財政措置がされているため、市としては、奨励費を支出することで、財源を確保するため要綱を改正したい。

改正内容は、第 7 条交付方法に 教育委員会は受給者が、下田市立小中学校通学費補助金交付要綱の規定による通学費補助金の交付を受けた場合であって、当該補助金へ奨励費を充当したときは、受給者に対して奨励費を支給したものとみなす旨の規定を加えた。

また、別表通学費の項、内容に通学費補助金の交付を受けた場合は、当該補助金の額を実費相当額とし、その奨励費は当該補助金へ充当する旨の規定を加えた。

教育長 質疑等あればお願いします。

全委員 特になし。

教育長 それでは、議第 11 号下田市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱の制定については、原案のとおり承認するものとする。

(6) 議第 12 号 下田市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について

教育長 議第 12 号下田市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定についてを議題とする。事務局の説明をお願いする。

学校教育課 議第 12 号下田市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定について、教育委員会の承認を求めるもの。  
参事

提案理由については、休職及び職務復帰への対応のほか、所要の改正をするもの。

内容については、第 23 条で出産による特別休暇を受けようとするときは、第 2 号で医師又は助産師の出産（予定）証明書を提出し申し出ることとしていたが、県においても簡略化を図り、母子手帳の写しの提出としたため、県の規定に併せて改正した。

第 26 条で専従許可を受けて休職している職員が職務に復帰する場合に、復帰願・人事意見申出書を教育委員会に提出しなければならないこととなっていたが、復職については、願い出ではなく許可期間の満了によるものということで、県の規定も改正されたため、県の規定に併せて復職願いを削る改正を行った。

第 30 条は、以前は、休職する場合は、健康審査会の審査を受けなければならなかったものであるが、必要となった場合は、健康相談会に相談をすれば良いこととなったため、手続きの変更に伴い改正した。

様式第 44 号、第 45 号は、それぞれ校長、職員の休暇等承認申請簿であるが、特別休暇の種別の欄に 7-2 として出生サポート休暇を加えた。この制度は既に施行されていたものであるが、記載されていなかったため今回追加した。

その他は、語句の訂正を行ったもの。

教育長 質疑等あればお願いする。

田中委員 出生サポート休暇の内容について伺いたい。

学校教育課 資料を持ち合わせていないため後ほど報告する。  
参事

教育長 それでは、議第 12 号下田市立学校処務規程の一部を改正する規程の制定については、原案のとおり承認するものとする。

(7) 議第 13 号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

教育長 議第 13 号要保護及び準要保護児童生徒の認定について、この件については特定の個人に対する情報が含まれる案件のため、非公開での審議をお願いしたい。

全委員 異議なし。

教育長 議第 13 号要保護及び準要保護児童生徒の認定について、是非公開で審議を行うこととする。

～非公開審議～

教育長 議第 13 号要保護及び準要保護児童生徒の認定については原案のとおり承認するものとする。

<非公開での審議>

仮認定 16 件

## 6 協議報告事項

教育長 事務局から協議報告事項があれば、お願いしたい。

子ども育成 幼児教育・保育施設の今後のあり方について、令和 3 年 6 月 1 日、下田市子ども・  
係長 子育て会議に諮問し、令和 3 年 9 月 24 日、喫緊の課題に対する対応として、令和 5 年 4 月 1 日から下田幼稚園を下田認定こども園に統合すること等について 1 次答申を受けて、教育委員会としても方針決定していただいた。

今回、中長期的な幼児教育・保育施設の今後のあり方について、3 月 28 日に 2 次答申を受ける予定となっており、答申前ではあるが、その答申案の内容について報告をする。

2 次答申の内容については、下田幼稚園の統合後も少子化はさらに進行することが見込まれる一方で、低年齢児の保育ニーズが増加していくことが予想され、令和 5 年度以降は、公立 2 園、民間 2 園の 4 園体制となるが、今後の多様化する保育ニーズに対応するためには、当面は 4 園体制により保育を実施する必要があるが、少子化の進行や保育ニーズの状況により、さらに施設を集約すべき状況が生じた場合は、津波浸水想定区域内に位置する下田保育所の統合を検討し再編を推進することが望ましいとされた。

具体的な検討時期については、令和 7 年度から令和 11 年度までの次期子ども子育て支援事業計画策定に合わせて検討し、事業計画に反映させることが望ましいとするものである。

なお、今回の 2 次答申については、教育委員会として方針決定を要するものではない。

教育長 本件については 3 月 28 日にこの内容で答申を受ける予定であるため、事前に報告させていただいた。

質疑等あればお願いしたい。

子ども育成 想定としては、令和 5 年度から令和 6 年度にかけて保護者のニーズ調査を行い、  
係長 人口推計等を参考に幼保の対応について検討したい。

- 教育長 令和5年度、6年度でニーズ調査を行い、統合の方向性を出すのはどの時点なのか。
- 学校教育課長 令和5年、6年でニーズ調査、人口推計をもとに検討し、令和7年から11年の次期計画期間内に統合が可能となる状況であれば、方向性を掲載できるが、人口減少の状況や下田保育所の必要性が認められることとなれば、計画へ掲載はできないのではないかとと思われる。
- 教育長 2年間で方向性を検討し、現状の幼保施設で対応するのか、子どもの数が少なくなったため、統合するのかということをして令和5年、6年の調査を元に検討し、令和7年から11年の計画を策定するという方針ということである。
- 田中委員 保育所の統合については、11年度まである程度検討して行くということで理解した。  
その他、答申書案に令和3年度から10年度までの7年間で入所児童数が約20%程度の減少が予想されるとの記載があるが、先ほどの内容との関連性を伺いたい。
- 学校教育課長 現状では、入所児童数は7年間で20%程度減少する推計となっているが、あくまでも現時点の推計であって、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響で出生数が減少するなど、どのような影響を受けているのか不明な部分もあり、今後の出生数も加味しなければならないというところと、全体の人数は減少しているが、保育所に預ける年齢が、低年齢化している状況がある。  
以前は、育児休暇を取得し1年、2年は自宅で保育する方がかなり多く、3歳程度までは自宅で面倒を見るという方が多かったと思うが、現在は、0歳、1歳から預けたいという方がかなり増えてきている。  
施設の規模についても、0歳、1歳児の低年齢児には子ども3人に対して保育士を1人配置しなければならない等の受け入れ体制の問題もあり、今後そのような部分についても検討しなければ、施設はあるが、保育士が不足し受け入れが困難になる事や、設備が不足する等の状況も考えられるため、今後低年齢児の動向等も併せて検討し、トータルでどのように受け入れを行うのかを次期計画で、検討する想定である。
- 教育長 社会保障・人口問題研究所の推計では、入所児童数が20%程度減るとの推計ではあるが、保育ニーズの変化とともに以前は3歳以上から保育所に預ける方が多かったが、現在は、0歳、1歳でも保育所に預け、保護者は働きに出るというようなことで、全体の人数は減っているが、例えば今まで10人であった0歳児、1歳児が、20人になった場合、3人に1人保育士を配置し、保育室も分けなければならない等、様々な絡みが出てくる。  
そのような課題を令和5年、6年で調査を行い、保育ニーズも含めて検討していくことだと思う。  
他に質疑があればお願いしたい。  
特になし。

## 7 その他

4月1日付けで市長部局へ異動となる学校教育課子ども育成係長、生涯学習課社会教育係長から挨拶があった。

教育委員会4月定例会を4月21日（木）13時30分から下田市立中央公民館大会議室で開催。

## 8 閉会

3月定例会 3月22日（火）15時20分開会。

教育長 15時20分に閉会を宣す。

会議録署名人